

(3) 政治分野

① 国（国民議会（下院）、元老院（上院））

フランスは、1982年の25%クオータ法に対する違憲判決²から、なぜ女性を登用するのか等の原理が議論され、1999年の憲法改正によるパリテに至り、その後の選挙法改正につながっている。

1980年代から1995年まで、男女共同参画に係る目立った取組が少ないように見えるが、1982年の違憲判決後の政界や言論界における議論の積み重ねが、1999年の憲法改正後の様々な取組の土台となった。例えば中央政府では、以下のような委員会等が設立されていた。

○パリテ監視委員会が設立（1995年）

首相の直下に設置された独立の委員会である。その目的は、以下である。

- a. 情報収集、分析、国レベル・国際レベルでの女性の状況について調査研究を実施すること
- b. 知識を広め、アクション・プログラムを推進すること
- c. 公権力、政治・経済・社会アクターに対して啓蒙を行うこと
- d. 法律・規則の改革の提言や提案を行うこと

○女性の権利及び男女の機会均等に関する国会議員代表の設置（1995年）

元老院・国民議会にそれぞれ設置。ジェンダーの観点から法案の可否や法律が制定された場合の影響等について、審議や提言を行う。

○パリテ監視委員会の役割強化（1998年）

政治、経済、社会における男女間の不平等について権限を有すると規定。同委員会が、社会のすべてのレベルにおける男女平等について権限を持つことが明確になった。

○選挙制度の改正の推移³

1999年の憲法改正をうけ、「選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する2000年6月6日法律（通称パリテ法）」が制定され、比例代表選挙の候補者名簿を男女同数とすることが定められた。

小選挙区2回投票制である国民議会選挙では、政党や政治団体に所属する候補者の男女比を49%から51%にすると定められた。男女同数の候補者を立てない政党には、男女比の差に、減額率50%を乗じた公的助成金が支給された。

2007年の法改正では、政党が国民議会議員選挙にてパリテを順守しない場合、公的助成金の減額率が、50%から75%に上昇した。その背景には、2002年の国民議会選挙では、多くの政党が男女同数の候補者を立てず、女性候補者を50%未満にして、公的助成金減額措置が課されることを選択したためであった。

なお、2014年8月4日に制定された「男女平等に関する法律」にて、国民議会選挙では、政党内の立候補者の男女比率の開きが2%を超えた場合、その政党の減額率は、75%から150%に上昇した。

² 1982年、人口3500人以上の市町村議会議員選挙に候補者名簿の25%クオータ制を定めた選挙法が制定。ただし、違憲判決をうける。辻村（2011b）p.35参照。

³ 国会および地方議会選挙制度の改正に係る推移の詳細は、表1-3「パリテの促進と選挙制度の改正」を参照。

例えば、男女に20%の開きがある場合、政党助成金は30%の減額（ $20\% \times 150\% = 30\%$ ）となる⁴。

なお、フランスの政党における男女共同参画に係る取組は、社会党が先行した。社会党では、1970年代にミッテランによって党内にクオータ制が導入され、党の運営・執行部門には、25%の女性を配置することが決められた。社会党は、1997年に当時のジョスパン首相の下、国政選挙で他の政党に先駆けて、女性候補者の割合を30%とするクオータ制を導入した。

2014年12月現在の女性議員比率は、国民議会（下院）が26.2%、元老院（上院）が25.0%である（表1-1）。

表 1-1 フランスの国会議員女性比率の推移

年	フランス			
	女性議員数 (下院)	女性議員比率 (下院)	女性議員数 (上院)	女性議員比率 (上院)
1997	63	10.9%	18	5.6%
1998	63	10.9%	18	5.6%
1999	63	10.9%	19	5.9%
2000*	63	10.9%	19	5.9%
2001	63	10.9%	35	10.9%
2002	70	12.1%	25	7.8%
2003	70	12.2%	35	10.9%
2004	70	12.2%	56	16.9%
2005	70	12.2%	56	16.9%
2006	70	12.2%	56	16.9%
2007	105	18.2%	60	18.2%
2008	105	18.2%	75	21.9%
2009	109	18.9%	75	21.9%
2010	109	18.9%	75	21.9%
2011	109	18.9%	77	22.2%
2012	155	26.9%	77	22.2%
2013	155	26.9%	77	22.2%
2014	151	26.2%	87	25.0%

(注)「*」のついた2000年に、パリテ法が制定された。

(出典) Inter-Parliamentary Union, "Women in Parliament : World Classification, Statistical archive" <http://www.ipu.org/wmn-e/classif-arc.htm> の各年12月（1998年は8月）のデータ（1997年以降）より、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱作成。

② 地方（地域圏議会、県議会、市町村議会）

憲法に定められたパリテは、各議会の選挙制度でも進められている。2000年に制定されたパリテ法は、比例代表制をとる地域圏議会、市町村議会に対して、比例名簿に男女同数義務を課した。

住民にとって、パリテをもっと身近に感じられるようにする目的もあって、2003年（法律第2003-691）には、複数の県で構成される地域圏議会の選挙区を、各県が選挙区になるように定めた。

選挙によって選出される議員職及び公職への男女の平等なアクセスを促進することに関する法（2007年1月31日法律2007-128号）では、これまで対象になっていなかった公職等にもパリテを適用するため、例えば県議会議員の補充候補者は、異なる性の者が指名されることとした。これに

⁴ 服部（2014b）参照。

よって、県議会にもパリテが適用され始めた。

2008年には（県議会議員職に関する男女の平等なアクセスを容易にする 2008年2月26日法律 2008-175号）、異なる性の補充候補者と交代するケースとして、国会議員で人口3500人以上のコミューン議会議員である者が県議会議員に選出されたときや、国会議員で県議会議員である者が人口3500人以上のコミューン議会議員に選出されたとき、兼職禁止規定により県議会議員の職を辞すか失ったとき等が含まれることとなった。

2013年の「県議会議員選挙、市町村議会議員選挙、市町村協力公共機構審議会議員選挙および選挙日程に関する国家組織法と法律（法律第2013-402号）」では、市町村議会選挙の比例代表制をこれまでの人口3500人以上から1000人以上にまで拡大されたことで、パリテが義務付けられる村町議会選挙が増加した。

また、同法律では、県議会選挙に、男女ペア立候補制が導入された。これは、候補者が男女2人組で立候補する制度であり、各県議会議員選挙区から、1組が選出される。この2人組は、必ずしも同じ政党や会派に属している必要はない。当選後は、各議員が独立して職務を行う。各選挙区から2人が選出されると、議員定数が倍増するため、県議会議員選挙区は、半数に削減された⁵。本選挙は、2015年3月に実施される予定であり、県議会にてパリテが実現することとなる（直近の選挙後の女性議員の割合は表1-2参照）。

表 1-2 フランスの地方議会議員女性比率

議会	2000年パリテ法制定 以前の女性議員比率	直近の女性議員比率	
		直近の選挙年	女性議員比率
市町村議会(1000人未満)	21.0%	2014年	34.9%
市町村議会(1000人以上)	21.7%	2014年	48.2%
県議会	9.2%	2011年	13.9%
地域圏議会	27.5%	2010年	48.0%
欧州議会	40.2%	2009年	44.4%

(出典) 服部(2014b)表1p.25をもとに、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント㈱作成。

(注)「市町村議会(1000人未満)」では、「パリテ(男女同数)」に係る法規制等は実施されていない。

⁵ 服部(2014a)pp.26-28参照。

表 1-3 パリテの促進と選挙制度の改正

		国		地域圏議会	県議会	市町村議会	欧州議会
		国民議会	元老院				
2000年パリテ法 (第2000-493)	比例代表選挙へ 男女同数候補導入	男女同数候補(49%~51%)とする 男女同数でない政党(差が2%を超えるとき)には、政党交付金のうちの得票数割から男女比の差の50%減額(例:女性候補25%、男性候補75%なら、 $(75-25) \times 0.5 = 25\%$ の減額)	比例区は男女同数候補導入、男女交互登載。	男女交互登載	-	人口3500人以上の選挙では、候補者6人ごとの男女同数義務。	男女交互登載
2000年 元老院選挙に関する法律 (第2000-641)		-	定数5人以上の県単位選挙区が比例区だったが、本改正により定数3人の県単位選挙区まで比例代表制になった(元老院議員全体の3分の2議席が男女同数候補、男女交互登載へ)。	-	-	-	-
2003年地域圏議会および欧州議会 フランス議席の選挙、ならびに政党への 公的助成に関する法律(第2003- 327)		-	-	地域圏1つの選挙区から、地域圏を構成する複数 県がそれぞれ選挙区へ	-	-	全国区から地域圏単位の8つ の選挙区へ
2007年 選挙で選ばれる議員職および 公職への男女の平等な就任を促進 するための法律(第2007-128)		男女同数でない政党には、政党交付金のうちの 得票数割から男女比の差の75%減額(例:女性 候補25%、男性候補75%なら、 $(75-25) \times 0.75 = 37.5\%$ の減額)	※ 元老院の任期が、9年から6年へ(上院議員 選挙改革に関する2003年7月30日の法律第 2003-697号)。	地域圏副議長団への男女同数義務	補充候補者制の導入。候補者・補充候補者を男 女または女男とすることが義務。	人口3500人以上市町村助役団への男女同数義務 および市町村議会選挙の候補者名簿男女交 互登載義務。	-
2013年 県議会議員選挙、市町村議 会議員選挙、市町村協力公共機構 審議会議員選挙および選挙日程に 関する国家組織法と法律(第2013- 402)		-	-	-	男女ペア立候補制導入。県議会議員定数の変 更なし。選挙区を半数にし、男女がペアで立候補 する。有権者は、個々の候補者でなく、ペアに1 票を投ずる。(候補者のパリテだが、結果のパリ テも保障する制度)	市町村議会の比例代表制を1000人以上までに 拡大。	-
現在の 選挙 制度	基本的な 制度	小選挙区2回投票制	国民議会・地方議会議員で構成された選挙人による 間接選挙	変則比例代表2回投票制	小選挙区2回投票制	人口1000人以上の市町村議会は、変則比例代 表2回投票制 人口1000人未満の町村議会は、連記式多数制 2回投票制	比例代表1回投票制
	詳細	第1回で①過半数得票、②選挙人名簿登載者数 の25%以上の票獲得候補者がいない場合、選 挙人名簿登載者数の12.5%以上獲得した候補 者間で決選投票 ※ 2014年8月4日の男女平等に関する法律の制 定により、男女比率の開きに対する減額率が、 150%となった(例:女性候補25%、男性候補 75%なら、 $(75-25) \times 1.5 = 75\%$ の減額)	■定数4人以上の選挙区 比例代表制男女同数交互登載義務(2011年の 改選での選挙区/比例区の議席割合は168対 180) ■定数3人以下の選挙区 単記式多数制2回投票制。第1回で過半数得票 および選挙人名簿登載者数の25%以上の票獲 得候補者がいない場合、選挙人名簿登載者数 の12.5%以上獲得した候補者間で第2回投票、 上位当選。	第1回で①過半数得票、②選挙人名簿登載者数 の25%以上得票名簿があれば、この名簿に 25%の議席を配分後、この名簿も含む5%以上 得票名簿で、得票数に応じて配分。①②を満た す名簿がない場合、得票率10%以上の名簿 (5%以上獲得した名簿の合流も可)間で第2回 投票。 第1位に4分の1議席を配分、残りを5%以上獲得 した名簿間で得票数で配分。男女交互登載義 務。	男女ペア立候補制導入(※2013年5月法改正)。 第1回で過半数および登録選挙人25%以上を獲 得したペア立候補がなければ、上位2ペアで決 選投票。登録選挙人12.5%以上を得たペア候補 も決選投票参加可。	■人口1000人以上の市町村議会 第1回で過半数を得票した名簿に半数議席を配 分。残りを得票率5%以上のすべての名簿に得 票数に応じて配分。過半数名簿がなければ、第 2回投票を行う。得票率10%以上の名簿(5%以 上の名簿の合流可)が参加し、第1位名簿に半 数議席が配分。残りをすべての名簿に得票数に 応じて配分。拘束式名簿で男女同数交互登載義 務。 ■人口1000人未満の町村議会 第1回は過半数を得票した候補者が選出される。 残りは、第2回投票で単純多数で選出。	男女交互登載義務

(注) 石井久仁子「第4章 フランス共和国とパリテ」(三浦まり編「ジェンダークォータ」)の表2:フランスの選挙制度および表3:パリテ関連法等を参考に、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社作成。